

市長交際費の支出及び公表に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、市長（市長代理としての副市長、部長等を含む。）及び副市長が、市を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「市長交際費」という。）を支出する際の基準及びその公表に関し必要な事項を定めることにより、事務の適正化と透明性を高め、開かれた市政の推進を図ることを目的とする。

(市長交際費の項目、適用の範囲及び支出額)

第2条 市長交際費の項目、適用の範囲及び支出額は、別表1及び別表2の範囲で取り扱うことができる。

(市長交際費の公表)

第3条 市長交際費の使途は、市ホームページにおいて公表する。

(公表する情報)

第4条 市長交際費の使途に関して公表する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 支出項目
- (2) 支出年月日
- (3) 支出内容
- (4) 支出額

2 前項各号に掲げる情報のうち個人情報の保護のため、特に必要と認められる場合には、その全部又は一部を公表しないことができる。

(公表の時期等)

第5条 市ホームページにおける公表は、毎月15日までに前月分の市長交際費につき公表する。

(市長交際費の見直し)

第6条 市長交際費の項目、適用の範囲及び支出額については、社会状況の変化を考慮し、適宜見直すものとする。

附則

この基準は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に支出される市長交際費について適用する。

附則

この基準は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に支出される市長交際費について適用する。

附則

この基準は、令和5年7月1日から施行し、同日以降に支出される市長交際費について適用する。

別表 1 (第 2 条)

項目	適用の範囲	支出額	摘要
弔慰	別表 2 のとおり	別表 2 のとおり	
会費	市政に関係のある団体等が主催し、案内状等に会費額等が明示された各種行事の出席に要する支出	会費相当額	<ul style="list-style-type: none"> ・国会議員、地方公共団体の議会の議員(候補者を含む。)にある者及び政治団体等の出陣祝い、当選祝い、就任祝い、政治資金パーティー等に対しては支出しない。 ・飲食の伴わないものは、原則として支出しない。
祝金	<ul style="list-style-type: none"> ・市政に関係のある団体等が主催する各種祝事・記念行事への支出 ・公益性があると認められる施設の起工式、竣工式、創立記念式典等の出席に要する支出 ・その他市政に関係する祝事の出席に要する支出 	10,000 円以内	結婚祝金は支出しない。
寸志	市政に関係のある団体等が主催し、案内状等に会費額等が明示されていない各種行事の出席に要する支出	実費相当額 10,000 円以内	飲食の伴わないものは、原則として支出しない。
見舞金	市政に関係のある者が、原則として 7 日以上入院又は 1 か月以上の自宅療養を要する場合で特に必要と認められる支出	10,000 円以内	
激励金 激励品	市に関係する個人又は団体が全国大会等へ出場する場合で特に必要と認められる支出	個人 15,000 円以内 団体 30,000 円以内	
その他	(1) 接遇費	市政運営上必要な懇談等に要する支出	一人 5,000 円以内
	(2) 交際物品費	<ul style="list-style-type: none"> ・市政執行上必要な訪問等に使用する土産、贈答品 ・海外からの来客等、市長への訪問に対する記念品 	実費相当額
	(3) その他	上記に属さないもので市長が特に必要と認めた支出	実費相当額

別表2 (第2条)

対象	本人		親族		備考	
	香典等 (支出額)	生花	香典等 (支出額)	生花		
名誉市民		30,000 円以内	○	—	—	
栄誉市民		10,000 円以内	○	—	—	
市政に関係の深い団体等の役員		10,000 円以内	○	—	—	
その他市政功労者		10,000 円以内	○	—	—	
地元選出国會議員・知事・ 県會議員	現職	10,000 円以内	○	10,000 円以内	—	
	前元職	10,000 円以内	○	—	—	
関連市町村長	現職	10,000 円以内	○	10,000 円以内	—	あやめサミット、 平和首長会議構 成自治体含む。
	前元職	10,000 円以内	○	—	—	
関連市町村議員	現職	10,000 円以内	○	10,000 円以内	—	
	前元職	10,000 円以内	○	—	—	
市議會議員	現職	10,000 円以内	○	10,000 円以内	—	
	前元職	10,000 円以内	○	—	—	
各種委員等	現職	10,000 円以内	—	—	—	非常勤特別職を 含む。
市内公立、私立学校長	現職	10,000 円以内	—	—	—	
市長・副市長・教育長・ 上下水道事業管理者	現職	10,000 円以内	○	10,000 円以内	—	収入役を含む。
	前元職	10,000 円以内	○	—	—	
市職員	現職	—	○	—	—	

- ・上記以外については、対象、関係等を勘案の上、対応するものとする。
- ・親族とは、配偶者・一親等血族及び同居の一親等姻族をいう。なお、縁組を含む。
- ・生花に係る金額は、社会通念上妥当と認められる範囲内とする。